

水質汚濁防止法に基づく 届出のしおり

(水質汚濁防止法第5条第3項の規定に基づく届出)

徳島県

目 次

1	水質汚濁防止法について	・・・ 1
2	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について	・・・ 2
3	設置の届出について	・・・ 3
4	構造基準等について	・・・ 4
5	定期点検について	・・・ 5
6	立入検査及び構造等の基準違反について	・・・ 5
7	事故時の措置について	・・・ 6

【資料編】

資料 1	水質汚濁防止法関係届出先	・・・ 8
資料 2	届出書記載例	・・・ 9
資料 3	構造基準等について（水濁法施行規則 抜粋）	・・・ 17
資料 4	点検記録表の例示	・・・ 19

1 水質汚濁防止法について

- ◎ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）は、従前の旧水質二法を全面改正する形で、昭和45年12月25日に公布され、昭和46年6月24日から施行されました。

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

その後順次改正されてきましたが、平成23年6月22日に公布された水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、新たに届出対象施設（有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設）が追加となり、平成24年6月1日から施行されました。

第五条

- 3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であって当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
 - 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
 - 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
 - 六 その他環境省令で定める事項

[凡例]

以下において、水濁法等の各条項号について略記する場合は、例えば第12条第3項第2号を「12③二」と表記します。

2 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設等」という。）について

(1) 有害物質使用特定施設とは

有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設のことで、水濁法2⑧において規定されています。

水濁法5③により届出が必要となる施設は、工場又は事業場から排出される排水の全量を下水道に排出するなど、公共用水域に水を排出しない事業所の施設です。

(2) 有害物質貯蔵指定施設とは

有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設のことで、水濁法5③及び水濁法施行令4の4において規定されています。

【参考資料】

○「有害物質」

「有害物質」とは、水濁法施行令2に定められている、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン等のことです。(H24.6.1時点 下表のとおり)

1	カドミウム及びその化合物	15	1, 2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1, 1, 1-トリクロロエタン
3	有機燐化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る。)	17	1, 1, 2-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1, 3-ジクロロプロペン
5	六価クロム化合物	19	チウラム
6	砒素及びその化合物	20	シマジン
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21	チオベンカルブ
8	ポリ塩化ビフェニル	22	ベンゼン
9	トリクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	ジクロロメタン	25	ふつ素及びその化合物
12	四塩化炭素	26	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13	1, 2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1, 1-ジクロロエチレン	28	1, 4-ジオキサン

3 設置の届出について

(1) 届出の時期について

有害物質貯蔵指定施設等を設置（新設・増設・更新）するときには、原則としてその着工の60日以上前に、有害物質貯蔵指定施設等の設置届出書を提出し受理される必要があります（水濁法5③）。

(2) 届出書の提出先について（資料1）

○徳島市以外に所在する事業場については、

下記のとおり事業場所在地を所轄する環境保全室・保健所に提出してください。

	電話	所轄地域
南部環境保全室	0884-28-9858	阿南市 那賀郡 海部郡
西部環境保全室	0883-53-2062	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡
徳島保健所	088-602-8901	鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
吉野川保健所	0883-36-9016	吉野川市 阿波市

○徳島市に所在する事業場については、

徳島市長宛てに提出となるので、徳島市環境保全課にお問い合わせください。

（電話：088-621-5213）

(3) 提出部数等について

提出部数は原則として3部をお願いしています。記載には、資料2を参考にしてください。

この3部とは別に、施設の変更等の際に活用するため、届出者の控えを作成しておいてください。

なお、届出書の受理された日から60日間（この期間を実施制限期間といいます。）は、着工してはならないため（水濁法9①）、原則として工事に着手しようとする日の60日以上前に届け出る必要がありますが、届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは、実施制限期間短縮願を提出することにより、これを短縮することができます（水濁法9②）。

4 構造基準等について（資料3）

(1) 概略については、次のとおりです。（水濁法12の4）

① 有害物質貯蔵指定施設等の床面及び周囲

有害物質貯蔵指定施設等の設置場所の床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること。

② 有害物質貯蔵指定施設等の施設本体に接続する配管等

有害物質貯蔵指定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が通る配管、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備（以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい又は地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止できる材質及び構造とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること。

なお、配管等については、地上に設置する場合と、地下に設置する場合とに分けて基準が設けられている。

③ 有害物質貯蔵指定施設等の施設本体に接続する排水溝等

有害物質貯蔵指定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が通る排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる材質及び構造とすること。

④ 地下貯蔵施設

地下貯蔵施設は、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。

⑤ 使用の方法

有害物質貯蔵指定施設等に係る有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うとともに、有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと。

また、有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

(2) 詳細については、水濁法施行規則8の2から8の7のとおりです。

5 定期点検について

(1) 概略については、次のとおりです。(水濁法14⑤)

- ① 有害物質貯蔵指定施設等の定期点検は、目視等により、有害物質貯蔵指定施設等の設置場所の床面及び周囲、施設本体、それに付帯する配管等及び排水溝等並びに地下貯蔵施設について、構造等に関する基準に応じた項目及び頻度で行い、その結果等を記録し、これを3年間保存すること。
- ② 点検により、有害物質貯蔵指定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずること。
- ③ 定期点検を行ったときは、次の事項を記録すること(資料4)。
 - ア 点検を行った有害物質貯蔵指定施設等
 - イ 点検年月日
 - ウ 点検の方法及び結果
 - エ 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
 - オ 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
- ④ 定期点検によらず有害物質貯蔵指定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等が確認された場合には、次の事項を記録し、これを3年間保存するよう努めること。
 - ア 異常等が確認された有害物質貯蔵指定施設等
 - イ 異常等を確認した年月日
 - ウ 異常等の内容
 - エ 異常等を確認した者の氏名
 - オ 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(2) 詳細については、水濁法施行規則9の2の2と9の2の3のとおりです。

6 立入検査及び構造等の基準違反について

(1) 立入検査とは

行政機関が、特定事業場や有害物質貯蔵指定事業場に立入し、施設の設置状況・稼働状況の検査や各種帳簿類及び水質測定記録表の閲覧、水質検査のための採水等を行うことです。(水濁法22①)

この立入検査は、水濁法の施行に必要なために実施するもので、通常抜き打ちで実施しています。

事業者は、これを拒み、妨げ、又は忌避した場合、刑事罰を受けることがあります。(水濁法33四)

(2) 構造等の基準違反について

立入検査の結果、構造等の基準違反であった場合は、当該違反に対する措置として、期限を定めて、改善又は使用の一時停止が命じられます。(水濁法13の3)

7 事故時の措置について

事故時とは、特定事業場内で発生したすべての事故又は天災を含む不可抗力による事故により、有害物質、指定物質又は油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透することにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときのことです。

このような事態になった場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況等について知事に届け出ることが義務づけられています（水濁法14の2）ので、地域を所轄する環境保全室・環境管理課・徳島市環境保全課に連絡してください。

- ア. 南部環境保全室（電話：0884-28-9858）：阿南市、那賀郡、海部郡
- イ. 西部環境保全室（電話：0883-53-2062）：美馬市、三好市、美馬郡、三好郡
- ウ. 環境管理課（電話：088-621-2272）：上記ア、イ及び下記エ以外
- エ. 徳島市環境保全課（電話：088-621-5213）：徳島市内

なお、油とは、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油のことです。

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

【参考資料】

1 指定物質について

有害物質及び油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもので、次の60物質（R5. 2. 1時点）が指定されています。

1	ホルムアルデヒド	21	硫酸ジメチル	41	アラニカルブ
2	ヒドラジン	22	クロルピクリン	42	クロルデン
3	ヒドロキシルアミン	23	ジクロロボス（DDVP）	43	臭素
4	過酸化水素	24	オキシデプロホス（ESP）	44	アルミニウム及びその化合物
5	塩化水素	25	トルエン	45	ニッケル及びその化合物
6	水酸化ナトリウム	26	エピクロロヒドリン	46	モリブデン及びその化合物
7	アクリロニトリル	27	スチレン	47	アンチモン及びその化合物
8	水酸化カリウム	28	キシレン	48	塩素酸及びその塩
9	アクリルアミド	29	p-ジクロロベンゼン	49	臭素酸及びその塩
10	アクリル酸	30	フェノブカルブ（BPMC）	50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
11	次亜塩素酸ナトリウム	31	プロピザミド	51	マンガン及びその化合物
12	二硫化炭素	32	クロロタロニル（TPN）	52	鉄及びその化合物
13	酢酸エチル	33	フェニトロチオン（MEP）	53	銅及びその化合物
14	メチル-tert-ブチルエーテル	34	イプロベンホス（IBP）	54	亜鉛及びその化合物
15	硫酸	35	イソプロチオラン	55	フェノール類及びその塩類
16	ホスゲン	36	ダイアジノン	56	ヘキサメチレンテトラミン
17	1,2-ジクロロプロパン	37	イソキサチオン	57	アニリン
18	クロルスルホン酸	38	クロルニトロフェン（GNP）	58	ペルフルオロオクタ酸及びその塩
19	塩化チオニル	39	クロルピリホス	59	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩
20	クロロホルム	40	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

2 指定施設について

指定施設とは、次の施設のことです。

- ① 有害物質を貯蔵若しくは使用する施設
- ② 指定物質を製造、貯蔵、使用若しくは処理する施設

資料1 水質汚濁防止法関係届出先

事業場の設置地域等により、次のとおりとなります。

○徳島市：徳島市環境保全課 TEL：088-621-5213

○徳島市以外：下表のとおり

事業場所在地	届出の内容		
	第5条第1～2項 (特定施設の設置届出) 第6条 (特定施設の使用届出) 第7条 (特定施設の変更届出) 第10条 (氏名等変更届出) 第11条第3項 (承継届出)	第14条第3項 (汚濁負荷量測定手法届出) 第14条の2第1～3項 (事故状況等の届出)	第5条第3項 (有害物質貯蔵指定施設等の設置届出)
鳴門市	鳴門市環境政策課 (TEL:088-684-0784)		徳島保健所 環境試験検査担当 TEL:088-602-8901
小松島市	小松島市市民環境課 (TEL:0885-32-2147)		
勝浦町	勝浦町住民課 (TEL:0885-42-1501)		
石井町	石井町環境保全課 (TEL:0886-674-6842)		
藍住町	藍住町生活環境課 (TEL:088-637-3116)		
上勝町 佐那河内村 神山町 松茂町 北島町 板野町 上板町	徳島保健所 環境試験検査担当 TEL:088-602-8901	徳島県環境管理課 水質担当 TEL:088-621-2272	
吉野川市	吉野川市環境企画課 (TEL:0883-22-2230)		吉野川保健所 生活衛生担当 TEL:0883-36-9016
阿波市	阿波市環境衛生課 (TEL:0883-36-8711)		
那賀町	那賀町環境課 (TEL:0884-62-1192)		南部環境保全室 環境保全担当 TEL:0884-28-9858
牟岐町	牟岐町住民福祉課 (TEL:0884-72-3414)		
美波町	美波町住民生活課 (TEL:0884-77-3613)		
海陽町	海陽町住民環境課 (TEL:0884-73-4152)		
阿南市	南部環境保全室 環境保全担当 TEL:0884-28-9858		
三好市	三好市環境課 (TEL:0883-72-3436)		西部環境保全室 環境保全担当 TEL:0883-53-2062
美馬市	西部環境保全室 環境保全担当		
つるぎ町	TEL:0883-53-2062		
東みよし町			

資料 2 : 届出書記載例

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

年 月 日

※提出日を記載

徳島県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

届出者 ○○市△△町◇◇ 1-1

徳島 太郎

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 (第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※省略せずに記載	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※番地まで記載	※受理年月日	年 月 日
第 5 条第 1 項関係	特定施設の種類の		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※備考 連絡先 担当者	088-621-2272 徳島 太郎
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙 1 の 2 のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙 4 のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙 5 のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙 6 のとおり。			
第 5 条第 2 項関係	有害物質使用特定施設の種類の			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙 7 のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 8 のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものに✓印を記入すること。
なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設に✓印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

第5条第1項

別紙1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	(例) T O K - 1	※「第〇図 事業場の平面図」に、この施設を示すため任意の番号をつける。
特定施設号番号及び名称	66 電気めっき施設	※水濁法令別表第1の号番号及び名称を記載する。
型 式	全自動バレル回転式 (△△社製 AB-C)	※会社名、機種名、型式などを記載する。
構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (構造図：第〇図のとおり)	※施設の材質等について記載し、「第〇図 有害物質貯蔵指定施設等の構造図」として添付する。
主 要 寸 法	装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法：第〇図のとおり)	※施設の寸法を記載する。 縦(L)×横(W)×高さ(H)
能 力	ねじ 5,000 個/日	※1日当たりの製造、処理能力を記載する。
配 置	めっき工場棟1階 (配置：第〇図のとおり)	※「第〇図 事業場の平面図」として添付し、施設の位置を明記する。 ※地下設置の場合は、その旨を記載する。
設 置 年 月 日	年 月 日	※既設の施設であればこの欄を記載する。
工事着手予定年月日	年 月 日	※施設の建築・設置工事等に着手する日
工事完成予定年月日	年 月 日	※使用できる状態になる日
使用開始予定年月日	年 月 日	※使用し始める日
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・床面は厚さ100mmのコンクリート ・周囲には側溝を設け、流出を防止 	<p>※有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。</p> <p>※防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。</p>

- 備考 1 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

第5条第1項

別紙1の2

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	(例) TOK-1	※別紙1と同じ内容を記載する。
特定施設番号及び名称	66 電気めっき施設	※別紙1と同じ内容を記載する。
設備	地上配管、排水溝、ためます	※施設に付帯する配管等、排水溝等の設備を記載する。
構造	配管：ステンレス製 排水溝、ためます： コンクリート製、厚さ50mm	※設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合には、その旨記載する。 ※配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。
主要寸法	配管：直径100mm×30m 排水溝： 幅300mm×深さ200mm×8m ためます：500mm×500mm×400mm	※設備のうち、主なものについて寸法を記載する。 縦(L)×横(W)×高さ(H)
配置	めっき工場1階 (配置：第○図のとおり)	※地下に設置されている場合には、その旨を記載するなど、事業場内のどの位置にこの設備があるのか明記する。 ※添付図による記載も可。
設置年月日	年 月 日	※既設の設備であればこの欄を記載する。
工事着手予定年月日	年 月 日	※設備の建築・設置工事等に着手する日
工事完成予定年月日	年 月 日	※使用できる状態になる日
使用開始予定年月日	年 月 日	※使用し始める日
その他参考となるべき事項		※有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その旨記載すること。

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	(例) TOK-1	(例) TOK-2	※「第〇図 事業場の平面図」に、この施設を示すため任意の番号をつける。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	※「有害物質使用特定施設」か「有害物質貯蔵指定施設」の別を記載
型 式	全自動バレル回転式 (△△社製 A B-C)	貯蔵タンク (△△社製 D E-F)	※会社名、機種名、型式などを記載する。
構 造	鉄製：内部を塩化ビニールライニング (構造図：第〇図のとおり)	ステンレス製 (構造図：第〇図のとおり)	※施設の材質等について記載し、「第〇図 有害物質貯蔵指定施設等の構造図」として添付する。
主 要 寸 法	装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽寸法：第〇図のとおり)	直径 1500mm×6000mm × 2 基	※施設の寸法を記載する。 縦(L)×横(W)×高さ(H)
能 力	ねじ 5,000 個/日	貯蔵量 各 10000L	※1日当たりの製造、処理能力を記載する。
配 置	めっき工場棟 1 階 (配置：第〇図のとおり)	めっき工場屋外に設置 (配置：第〇図のとおり)	※「第〇図 事業場の平面図」として添付し、施設の位置を明記する。 ※地下設置の場合は、その旨を記載する。
床 面 及 び 周 囲	・床面は厚さ 100mm の コンクリート ・周囲には側溝を設 け、流出を防止	・床面は厚さ 100mm の コンクリートでエポキシ樹脂で被覆 ・周囲には防液堤を設 け、流出を防止 (貯留量 20m ³)	※床面、周囲の材質等について記載する。 ※防液堤について、可能な場合には容量を記入する。
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	※既設の施設であれば、この欄を記載する。
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	※施設の建築・設置工事等に着手する日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	※使用できる状態になる日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	※使用し始める日
その他参考となるべき事項			

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	(例) TOK-1	(例) TOK-2	※別紙12と同じ内容を記載する。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	※別紙12と同じ内容を記載する。
設備	地上配管、排水溝、 ためます	地上配管	※施設に付帯する配管等、排水溝等の設備を記載する。
構造	配管：ステンレス製 排水溝、ためます： コンクリート製 厚さ 50mm	ステンレス製	※設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合には、その旨記載する。 ※配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。
主要寸法	配管：直径 100mm×30m 排水溝：幅 300mm× 深さ 200mm×8m ためます：500mm× 500mm×400mm	地上配管： 直径 200mm×50m	※設備のうち、主なものについて寸法を記載する。 縦(L)×横(W)×高さ(H)
配置	めっき工場1階 (配置：第〇図のとおり)	めっき工場屋外から めっき工場1階 (配置：第〇図のとおり)	※地下に設置されている場合には、その旨を記載するなど、事業場内のどの位置にこの設備があるのか明記する。 ※添付図による記載も可。
設置年月日	年 月 日	年 月 日	※既設の設備であればこの欄を記載する。
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	※設備の建築・設置工事等に着手する日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	※使用できる状態になる日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	※使用し始める日
その他参考となるべき事項			※有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないのので、その旨記載すること。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	(例) TOK-1	(例) TOK-2	※別紙 1 2 と同じ内容を記載する。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵特定施設	※別紙 1 2 と同じ内容を記載する。
設 置 場 所	めっき工場 1 階 (配置：第〇図のとおり)	めっき工場の屋外 (配置：第〇図のとおり)	※「第〇図 事業場の平面図」として添付する。
操 業 の 系 統	△△めっきを行う (操業系統：第〇図のとおり)	廃液の貯蔵	※「第〇図 操業の系統図」として添付する。
使用時間間隔	週に 2、3 日程度使用し、使用時間帯は不規則	1 日に 1 回	※連続 24 時間、9 時～17 時などと記載する。
1 日当たりの使用時間	4 時間	5 分/回	※1 日当たりの延べ使用時間を記載する。
使用の季節的変動	なし	なし	※ある場合は、時期と状況を記載する。 ※無い場合は、「なし」と記載する。
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	<前処理工程> 〇〇 2kg <めっき工程> △△ 50L		※この施設で使用する原材料、資材などを記載する。 ※無い場合は、「なし」と記載する。
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		シアンを含む廃液 (含有率〇～〇%)	※有害物質貯蔵指定施設の場合のみ、有害物質名を記載する。
その他参考となるべき事項		廃液は月〇回の頻度で、産業廃棄物として委託処理	※有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載する。 ※管理要領等を添付する。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>○有害物質使用特定施設の場合 ※有害物質に係る用水及び排水の系統について、フロー図又は図面（平面図）で示す。 (例) 水道水 → めっき工程（洗浄等） → めっき排水処理装置 → 排水口</p> <p>○有害物質貯蔵指定施設の場合 ※有害物質に係る搬入及び搬出の系統について、フロー図又は図面（平面図）で示す。 (例) 搬入：タンクローリーから供給（1週間に1回、1時間） 搬出：配管をとおり、特定施設である○○施設に供給（連続供給、1日1000L）</p> <p>(フロー図例)</p>																																
<p>用途別用水使用量</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用</th> <th>用水</th> <th>用水量(m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	用途	使用	用水	用水量(m ³ /日)																												
用途	使用	用水	用水量(m ³ /日)																														

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

資料3 構造基準等について（水濁法施行規則 抜粋）

（施設本体の床面及び周囲の構造等）

第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（配管等の構造等）

第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ロ 有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) トレンチの中に設置されていること。

(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(排水溝等の構造等)

第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(地下貯蔵施設の構造等)

第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(使用の方法)

第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

資料4 点検記録表の例示

有害物質貯蔵指定施設等の名称			
点 検 対 象	点 検 内 容		
床 面 及 び 周 辺	床面のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無		
	防液堤等のひび割れその他異常の有無		
施 設 本 体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他異常の有無		
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無		
配 管	配管等の亀裂、損傷その他異常の有無		
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無		
排 水 溝 等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無		
地 下 貯 蔵 設 備 等	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認等による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無		
点 検 年 月 日			
点 検 実 施 者			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の結果に基づいた補修 ・ 講じた措置の内容 <p style="text-align: right;">など</p>			
備	考		